

山梨県公報

第二千八百三十三号

平成三十年

十月二十五日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………五二九
- 道路の供用開始(二件)……………五二九

公告

- 県営土地改良事業の工事の完了(二件)……………五三〇
- 換地処分の実施……………五三〇
- 開発行為に関する工事の完了について……………五三〇

教育委員会

- 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令……………五三〇

告示

山梨県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町精進字青木ヶ原五一 四番一地从先から 南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠五一	旧	六・五 二八・一	一三二・六

番二九地先まで

新

一一・八
三三・一

一三二・六

山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町林字タミセ七七 二番地先から 大月市七保町林字タミセ七七 一番地先まで	三四・七	平成三十年 十月二十五日

山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	朝日小沢猿橋線	大月市猿橋町小沢字大真木一 四四九番一地从先から 大月市猿橋町小沢字大真木一 四四九番一地从先まで	三〇・二	平成三十年 十月二十五日

公告

● 県営土地改良事業の完了
 県営土地改良事業（御勅使川沿岸地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成三十年六月六日をもって完了した。
 平成三十年十月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

● 県営土地改良事業の工事の完了
 県営土地改良事業（八ヶ岳南地区広域営農団地農道整備事業）の工事は、平成三十年六月二十二日をもって完了した。
 平成三十年十月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

● 換地処分の実施
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区下粟生野工区）の換地処分を平成三十年十月十八日実施した。
 平成三十年十月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成三十年十月二十五日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 後 藤 齋
 南都留郡富士河口湖町船津字胎内六千六百八番一及び六千六百八番九の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田六千四百十番地 株式会社
 西山組 代表取締役 西山光久

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第五号

庁 中 一 般

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成三十年十月二十五日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、八〇〇円」を「二、八一〇円」に、「二、四六〇円」を「二、四七〇円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の規定は、平成三十年十月一日から適用する。